

内水面における漁場計画（素案）

平成24年 12月13日

大 阪 府

大路次川、山辺川及び田尻川

1 漁場番号

内共第 101 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	ます類漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

豊能郡能勢町（大路次川、山辺川及び田尻川）

ウ 漁場の区域

(ア) あゆ漁業

次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線と、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線との間の大路次川本流、基点第 7 号と基点第 8 号を結ぶ線から下流の山辺川本流及び基点第 9 号と基点第 10 号を結ぶ線と、基点第 11 号と基点第 12 号を結ぶ線との間の田尻川本流の区域

(イ) ます類漁業

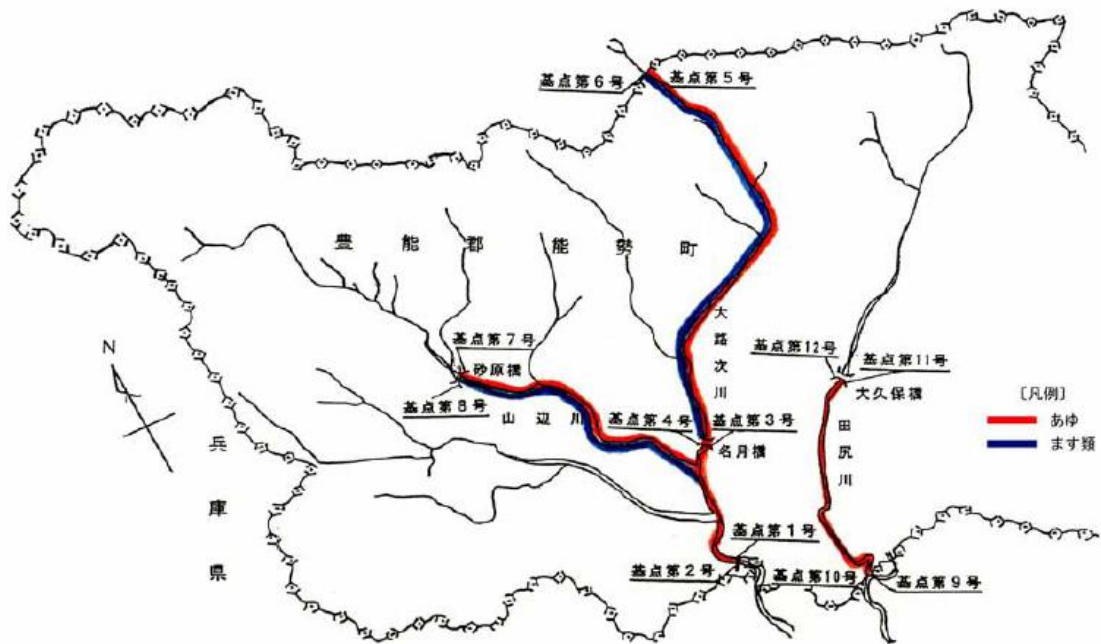
次の基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線と、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線との間の大路次川本流及び基点第 7 号と基点第 8 号を結ぶ線から下流の山辺川本流の区域

基点第 1 号	大阪府と兵庫県の境界（大路次川左岸）
基点第 2 号	大阪府と兵庫県の境界（大路次川右岸）
基点第 3 号	豊能郡能勢町柏原にある名月橋東詰め南側（大路次川左岸）
基点第 4 号	豊能郡能勢町柏原にある名月橋西詰め南側（大路次川右岸）
基点第 5 号	大阪府と京都府の境界（大路次川左岸）
基点第 6 号	大阪府と京都府の境界（大路次川右岸）
基点第 7 号	豊能郡能勢町上山辺にある砂原橋南詰め西側（山辺川左岸）
基点第 8 号	豊能郡能勢町上山辺にある砂原橋北詰め西側（山辺川右岸）
基点第 9 号	大阪府と兵庫県の境界（田尻川左岸）
基点第 10 号	大阪府と兵庫県の境界（田尻川右岸）
基点第 11 号	豊能郡能勢町下田尻にある大久保橋東詰め南側（田尻川左岸）
基点第 12 号	豊能郡能勢町下田尻にある大久保橋西詰め南側（田尻川右岸）

- | | | |
|-----|--------|--------|
| (2) | 制限又は条件 | 別記のとおり |
| (3) | 免許予定日 | 別記のとおり |
| (4) | 申請期間 | 別記のとおり |
| (5) | 関係地区 | 豊能郡能勢町 |
| (6) | 存続期間 | 別記のとおり |

内共 第101号 (大路次川、山辺川、田尻川)

京 都 府



余野川

2 漁場番号

内共第 102 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	ます類漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

箕面市及び豊能郡豊能町（余野川）

ウ 漁場の区域

(ア) あゆ漁業

次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線と、基点第 7 号と基点第 8 号を結ぶ線との間の余野川本流の区域

(イ) ます類漁業

次の基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線と、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線との間の余野川本流の区域

基点第 1 号 池田市と箕面市の境界（余野川左岸）

基点第 2 号 池田市と箕面市の境界（余野川右岸）

基点第 3 号 箕面市下止々呂美にあるヒヤケ橋東詰め北側（余野川左岸）

基点第 4 号 箕面市下止々呂美にあるヒヤケ橋西詰め北側（余野川右岸）

基点第 5 号 箕面市下止々呂美にある大正橋南詰め西側（余野川左岸）

基点第 6 号 箕面市下止々呂美にある大正橋北詰め西側（余野川右岸）

基点第 7 号 豊能郡豊能町余野にある眼鏡橋東詰め南側（余野川左岸）

基点第 8 号 豊能郡豊能町余野にある眼鏡橋西詰め南側（余野川右岸）

(2) 制限又は条件 別記のとおり

(3) 免許予定日 別記のとおり

(4) 申請期間 別記のとおり

(5) 関係地区 箕面市下止々呂美及び上止々呂美並びに豊能郡豊能町

(6) 存続期間 別記のとおり

内共 第102号 (余野川)



安威川及び下音羽川

3 漁場番号

内共第 103 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	ます類漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

茨木市（安威川及び下音羽川）

ウ 漁場の区域

(ア) あゆ漁業

次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線と、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線との間の安威川本流の区域

(イ) ます類漁業

次の基点第 7 号と基点第 8 号を結ぶ線から下流の下音羽川本流及び下音羽川と安威川の合流点から基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線までの安威川本流の区域

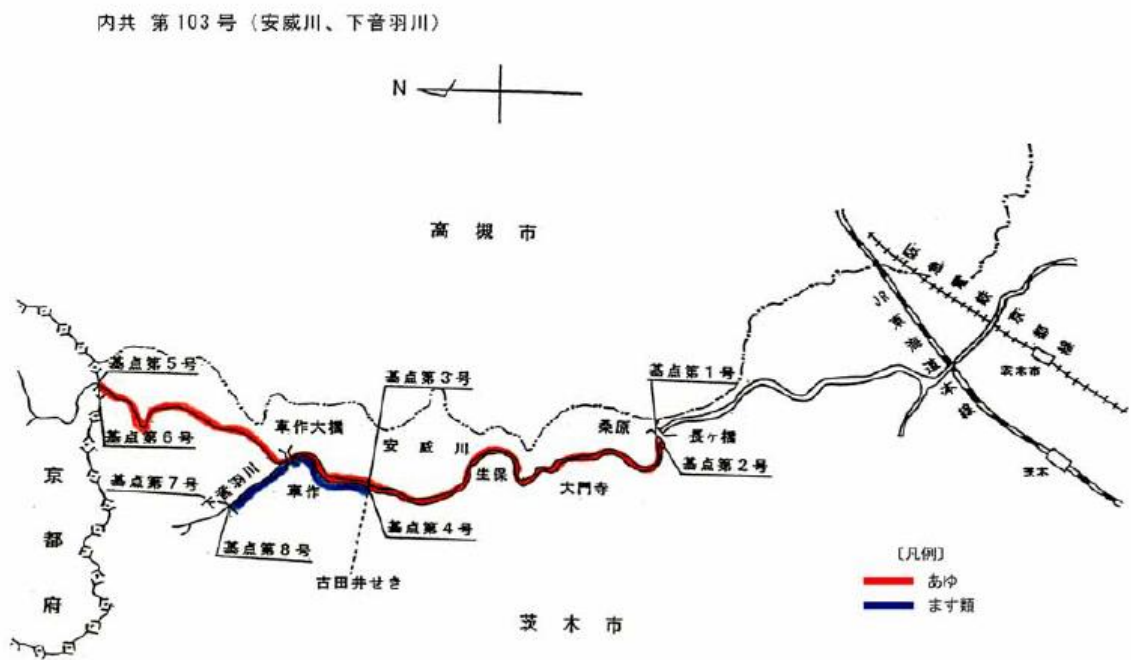
基点第 1 号	茨木市安威四丁目にある長ヶ橋東詰め北側（安威川左岸）
基点第 2 号	茨木市安威四丁目にある長ヶ橋西詰め北側（安威川右岸）
基点第 3 号	茨木市大字車作にある古田井せき東端北側（安威川左岸）
基点第 4 号	茨木市大字車作にある古田井せき西端北側（安威川右岸）
基点第 5 号	大阪府と京都府の境界（安威川左岸）
基点第 6 号	大阪府と京都府の境界（安威川右岸）
基点第 7 号	茨木市大字車作にある権内井せき天場の北側（下音羽川左岸）
基点第 8 号	茨木市大字車作にある権内井せき天場の南側（下音羽川右岸）

(2) 制限又は条件 別記のとおり

(3) 免許予定日 別記のとおり

(4) 申請期間 別記のとおり

- (5) 関係地区 茨木市大字桑原、大字大門寺、大字生保、大字大岩、大字車作、
大字安元、大字下音羽、大字上音羽、大字銭原、大字長谷、
大字忍頂寺及び大字清阪
- (6) 存続期間 別記のとおり



芥川

4 漁場番号

内共第 104 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	ます類漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

高槻市（芥川）

ウ 漁場の区域

(ア) あゆ漁業

次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線と、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線との間の芥川本流の区域

(イ) ます類漁業

次の基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線と、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線との間の芥川本流の区域

基点第 1 号 高槻市塚脇一丁目にある浮岩井せき東端北側（芥川左岸）

基点第 2 号 高槻市塚脇五丁目にある浮岩井せき西端北側（芥川右岸）

基点第 3 号 高槻市大字原にある白滝下流井せき東端北側（芥川左岸）

基点第 4 号 高槻市大字原にある白滝下流井せき西端北側（芥川右岸）

基点第 5 号 高槻市大字出灰にある三国橋北詰め東側（芥川左岸）

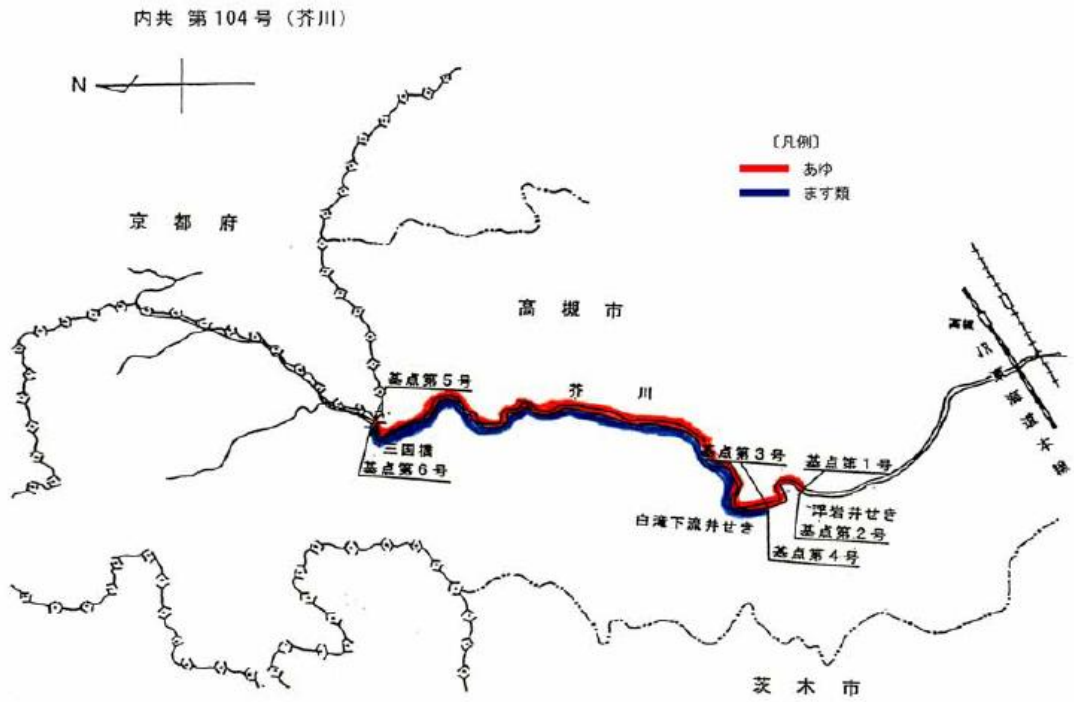
基点第 6 号 高槻市大字出灰にある三国橋南詰め東側（芥川右岸）

(2) 制限又は条件 別記のとおり

(3) 免許予定日 別記のとおり

(4) 申請期間 別記のとおり

- (5) 関係地区 高槻市塚脇一丁目、塚脇二丁目、塚脇三丁目、塚脇四丁目、塚脇五丁目、西之川原一丁目、西之川原二丁目、大蔵司二丁目、宮之川原元町、宮之川原二丁目、宮之川原三丁目、宮之川原四丁目、宮之川原五丁目、浦堂本町、浦堂二丁目、浦堂三丁目及び大字原
- (6) 存続期間 別記のとおり



水無瀬川

5 漁場番号

内共第 105 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第 5 種共同漁業	ます類漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置

三島郡島本町大字尺代（水無瀬川）

ウ 漁場の区域

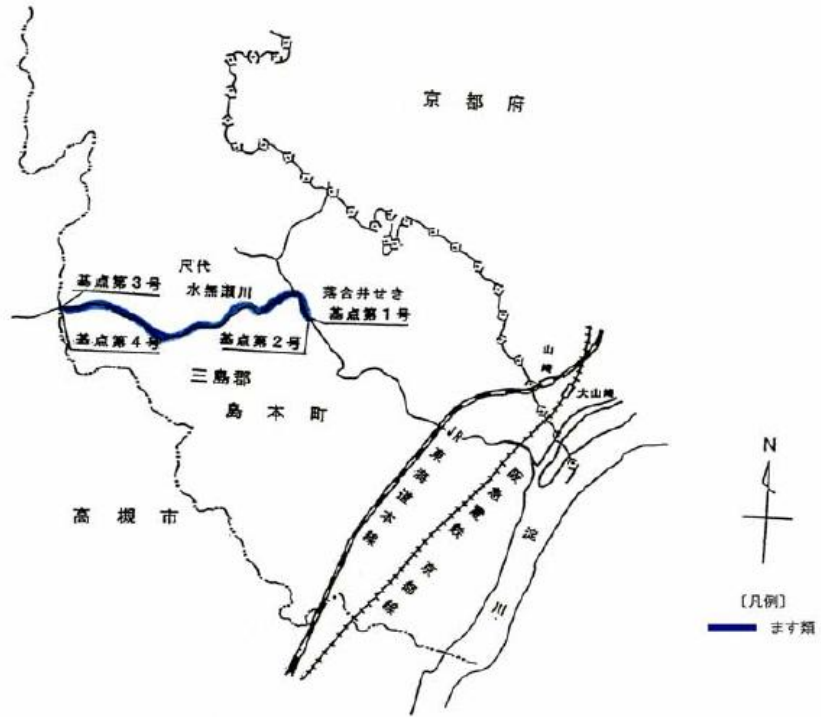
(ア) ます類漁業

次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線と、基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線との間の水無瀬川本流の区域

基点第 1 号 三島郡島本町大字尺代にある落合井せき東端北側（水無瀬川左岸）
基点第 2 号 三島郡島本町大字尺代にある落合井せき西端北側（水無瀬川右岸）
基点第 3 号 高槻市と三島郡島本町の境界（水無瀬川左岸）
基点第 4 号 高槻市と三島郡島本町の境界（水無瀬川右岸）

- (2) 制限又は条件 別記のとおり
(3) 免許予定日 別記のとおり
(4) 申請期間 別記のとおり
(5) 関係地区 三島郡島本町大字尺代
(6) 存続期間 別記のとおり

内共 第105号 (水無瀬川)



別 記

(2) 制限又は条件

ア 毎年4月に別に定める様式により、前年度の漁場利用状況及び増殖実績を知事に報告しなければならない。

イ 国又は地方公共団体が施行する河川、砂防及び地すべり防止工事その他公益事業については、漁業上の支障があっても不当に拒むことはできない。

(3) 免許予定日

平成25年9月1日

(4) 申請期間

平成25年6月 日から6月 日まで

(6) 存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで